

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和7年1月31日

和歌山市監査委員

和総第214号
令和7年1月6日
(2025年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

令和5年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和5年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和5年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
領収証書の 取扱い誤り	領収証書において、現金取扱員の領収印は領収証書を交付する際に押印すべきところ、事前押印し保管しているものが見受けられたので、今後このようなことがないよう適切な取扱いを徹底されたい。	領収証書について、課内で収納事務を再度確認し、領収証書を交付する際に押印することを徹底しています。 また、同じ誤りが発生しないよう事務処理マニュアルに記載し、再発防止に取り組んでいます。	健康局 保険医療部 介護保険課
	領収証書において、和歌山市財務規則第226条第1項では証拠書類の首標金額は明りょうに記さなければならないと規定されているが、首標金額が記載されていないものが見受けられたので、同規則を遵守し適正に処理されたい。	指摘後、領収書作成マニュアルを作成し、複数人で確認する体制をとっています。領収書を交付する際には、本人にも確認してもらう等、再発防止に取り組んでいます。	健康局 保険医療部 国保年金課
決裁責任者の 決裁が未 完了	一時預かり事業に関する事務において、決裁責任者である園長は一時預かりの利用決定について了解していたものの、和歌山市事務決裁規則に規定されている決裁責任者（園長）の決裁を得ていないものが見受けられたので、同規則を遵守し適正に処理されたい。	指摘以降、申請受付後は遅滞なく書類を作成し、決裁責任者である園長の決裁を得た上で一時預かり事業の利用決定を行うよう徹底しています。 また、職員間での周知を図り、再発防止に取り組んでいます。	福祉局 こども未来部 保育こども園課 本町こども園

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和5年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
徴収事務の取扱い誤り	<p>まちなかイロドリ企画運營業務委託において、当該事業への出店料の徴収事務を含めて企画運營業業者に委託している状況である。雑入へ収納している出店料は、地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく委託することができる歳入には該当しないので、関係法令を遵守し適正に処理されたい。</p>	<p>指摘後、地方自治法及び地方自治法施行令を確認し、当該事業の出店料は、その徴収事務を委託することができる歳入ではないことを改めて認識するとともに、令和6年度においては、各出店者から市に直接納付いただくようにしております。</p> <p>今後も、事務遂行にあたっては関係法令の確認を徹底するとともに、同じ誤りが発生しないよう事務処理マニュアルにおいて注意事項として記載して引継ぎ、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 産業部 商工振興課</p>
行政財産の目的外使用許可に関する事務の誤り	<p>行政財産の目的外使用許可事務において、既に自動販売機が設置されているにも関わらず、和歌山市公有財産規則第24条に基づく行政財産使用許可申請書を提出させておらず使用料（土地使用料）の収納ができていないものが見受けられたので、使用料を徴収するとともに、同規則及び行政財産の使用許可に関する使用料条例を遵守し適正に処理されたい。</p>	<p>指摘後、事業者へ許可申請書の提出を依頼し、使用料の収納を行いました。使用料の収納を正しく行うために、前年度末に行政財産を使用している事業者を注視して確認していきます。また、担当者が変わっても同じ誤りが発生しないように、注意事項として次期担当者に引き継ぐことで、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課</p>
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、使用許可書の交付がされているものの、使用許可の際に適正な調定が行われておらず収納ができていないものが見受けられたので、使用料を徴収するとともに、行政財産の使用許可に関する使用料条例を遵守し適正に処理されたい。</p>	<p>指摘後、誤った調定を打ち消した後に、正しい調定を作成し直しました。調定時に納入者等の内容を注視して確認していきます。また、担当者が変わっても同じ誤りが発生しないように、注意事項として次期担当者に引き継ぐことで、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課</p>
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、使用を許可すべき面積を誤り、使用料の過大徴収が見受けられたので、差額分を返還するとともに今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p>	<p>指摘後、納入者に説明の上、戻出処理を行い、差額分を返還済みです。例年申請されているものであっても、申請内容を注視して確認していきます。また、担当者が変わっても同じ誤りが発生しないように、注意事項として次期担当者に引き継ぐことで、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 文化スポーツ部 スポーツ振興課</p>

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和5年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
	<p>行政財産の目的外使用許可に係る使用料（土地使用料）の徴収事務において、行政財産の使用許可に関する使用料条例第2条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに同条例を遵守されたい。</p>	<p>指摘後、行政財産の使用許可に関する使用料条例に基づき使用料を再計算し、差額分を徴収しました。 行政財産の目的外使用許可を行う際は、同条例を確認した上で使用料を算出し、複数人でチェックすることで再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 農林水産部 耕地課</p>
<p>都市公園施設の管理許可に関する事務の誤り</p>	<p>都市公園施設管理許可に係る使用料（土地・建物使用料）の徴収事務において、和歌山市都市公園条例第10条による算定を誤り、使用料の徴収漏れが見受けられたので、差額分を徴収するとともに同条例を遵守されたい。</p>	<p>指摘後、和歌山市都市公園条例に基づき使用料を再算定し、差額を徴収しました。 使用料の徴収業務については、その都度同条例を確認した上で使用料を算出するよう徹底するとともに、複数の者で確認することを徹底し、見落としがないよう事務をすすめることで、再発防止に取り組んでいます。</p>	<p>産業交流局 農林水産部 農林水産課</p>

和歌山市公報

令和七年一月三十一日

号外第二号

別冊